

卷末資料



国分寺市教育委員会

委員長 内田 修 様

国文審発第 2 号

平成 20 年 8 月 8 日

国分寺市文化財保護審議会

委員長 坂 誥 秀



武蔵国分寺跡の全体保全構想について (建 議)

平成 16 年 11 月 19 日に開催された平成 16 年度第 2 回文化財保護審議会（以下「審議会」という）において、西元町一丁目に所在する現国分寺の東側に隣接する民有地が開発の危機に直面している状況が確認された。審議会としては、歴史的・学術的価値を有する当該地の史跡・自然・歴史的環境の保全を図ることが肝要と協議し、意見の一致をみた。そこで、国・都の指導のもと、地権者の同意等の条件が整い次第に、国史跡の追加指定を申請し、指定後すみやかに公有化を行う方向で対応されたいとする意見を、「国分寺崖線下現国分寺周辺地区内の史跡・自然・歴史環境の保全について（建議）」（平成 16 年 11 月 19 日付国文審発第 2 号）として提出した。

その後、当該地については、市当局の的確な対応により追加指定を受け、開発の危機から免れたことは高く評価される。

かかる建議については、特定地域の保全のため全体保全構想の建議を前提として、緊急的に提出したものであり、本審議会において、その後、全体保全構想について審議を進め、以下のとおり、意見の一致をみた。

(1) 寺跡の保存範囲に関する事項

平成 15 年 3 月に貴教育委員会が定めた史跡武蔵国分寺跡〔僧寺地区〕新整備基本計画において、「全国的にも大規模なことで知られる武蔵国分寺の全体像を明らかにし、将来に伝えるため、寺院地の全体を史跡とし、遺構の保護を万全にするととも

に計画的な調査・整備を進めていく必要がある。このことから、僧寺地区では現行の保存管理計画を基本としながら、寺院地区画内の全域を史跡指定地に含めることを長期的目標とする。特にこのうち、伽藍中枢部に残る3ヶ所の未指定地については早急に史跡に取り込み整備対象とすることをめざす。また、尼寺地区についても、史跡指定範囲を伽藍地（寺域）全体に拡大することをめざす。」（「史跡指定拡大目標範囲」の項）とされているが、今後とも、この方針にのっとり、積極的な対応を進められたい。

(2) 寺跡と一体的な自然・歴史環境の保全に関する事項

武蔵国分寺跡の北側崖線縁辺部は、崖線樹林地や真姿の池湧水群ほかの湧水源と元町用水があって、良好な自然環境が保存され、元町用水・お鷹の道沿いには、江戸時代以来の屋敷地が連なり、古建築が残され、古村の景観など優れた歴史的な環境が保存されている。

かかる状況を踏まえ、平成元年3月に貴教育委員会が定めた「国指定史跡武蔵国分寺跡保存管理計画」において、「自然・歴史環境保全地区」として、国分寺周辺の自然・歴史環境を構成する国分寺崖線・樹木・湧水・古建築・古道・景観等を原則として現状のまま保存する地区、と定められている。

歴史的・学術的価値を有する史跡・自然・歴史環境は、ひとたび破壊されると、再生することは不可能であり、かかる事態に至らぬように不断の努力を期待するが、万が一、大規模開発事業等が計画されるなどにより、史跡・自然・歴史環境保全の危機に至った場合には、平成16年11月19日建議の事案と同様に、積極的な対応を進められたい。

(3) 出土文化財や調査資料の史跡と一体的な保全に関する事項

武蔵国分寺跡より出土した古瓦・土器等の文化財は、本来、史跡と一体的に存在し、また、発掘遺構の記録である図面や写真等の調査資料も、同様の性質を有している。よって、出土文化財及び調査関連資料は、災害に強い恒久的な施設において、史跡と一体的に保存、活用されるよう、今後とも、積極的な対応を進められたい。

(4) 国指定史跡武蔵国分寺跡保存管理計画の修正に関する事項

平成元年3月に貴教育委員会が定めた国指定史跡武蔵国分寺跡保存管理計画については、この建議の趣旨を踏まえて、すみやかに所要の修正を行われたい。

以上

「国分寺市史跡武蔵国分寺跡整備計画策定委員会」委員名簿

(平成20年7月8日～平成24年7月7日)

※平成23年10月1日より条例改正により委員会名称は

「国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会」に改称。

委員長	坂詰 秀一	文化財保護審議会会長・立正大学名誉教授（考古学）
副委員長	関口 雄基臣	文化財保護審議会副会長（郷土史）
委員	本多 隆	史跡地主会会長（～平成23年4月27日）
委員	小柳 久美子	史跡地主会会長代行（平成23年4月28日～）
委員	星野 亮雅	国分寺住職
委員	藤井 恵介	東京大学大学院工学系研究科教授（建築史学）
委員	佐藤 信	東京大学大学院人文社会系研究科教授（古代史学）
委員	鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授（造園学）
委員	野澤 康	工学院大学工学部教授（都市計画）
委員	久保田 尚	埼玉大学工学部建設工学科教授（交通計画）
委員	酒井 清治	駒澤大学文学部教授(考古学)(平成23年11月17日～)

指導・助言	市原 富士夫	文化庁文化財部記念物課（整備部門）文化財調査官
	山下 信一郎	文化庁文化財部記念物課（史跡部門）文化財調査官
	伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部管理課課長補佐 兼埋蔵文化財係長（学芸員）

事務局 国分寺市教育委員会教育部ふるさと文化財課



諮問第 1 号

平成21年 8月21日

国分寺市史跡武蔵国分寺跡整備計画策定委員会

委員長 坂 誥 秀 一 様

国分寺市教育委員会

委員長 内 田 修



史跡武蔵国分寺跡保存管理計画（第2次）の策定について

（諮問）

このことについて、平成元年3月に策定しました史跡武蔵国分寺跡保存管理計画（以下「計画」という）について、僧寺伽藍中枢部の北東にあたる国分寺崖線下地域における史跡・自然・歴史環境の保全に伴い、国分寺市文化財保護審議会から、平成20年8月8日付けで提出された「武蔵国分寺跡の全体保全構想について（建議）」の趣旨を踏まえて、保存管理の基本方針はそのままに、主として、別記する項目について検討し、所要の修正を行って、史跡武蔵国分寺跡保存管理計画（第2次）を策定する必要があります。

つきましては、国分寺市史跡武蔵国分寺跡整備計画策定委員会条例（昭和54年条例第17号）第2条に定める貴委員会の任務として、標記についてご審議の上、ご意見を賜りたく諮問します。

別記

- (1) 寺跡の保存範囲に関する事項
- (2) 寺跡と一体的な自然・歴史環境の保全に関する事項
- (3) 出土文化財や調査資料の史跡と一体的な保全に関する事項



国史保発第4号

平成24年3月9日

国分寺市教育委員会

委員長 富山 謙 一 様

国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会

委員長 坂 誥 秀 一

国指定史跡武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡

保存管理計画（第2次）の策定について（答 申）

このことについて、平成21年8月21日付け諮問第1号について、文化庁・東京都教育委員会のご指導、ご助言、並びに市民の皆様よりいただいたご意見等を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別添のとおり、「国指定史跡武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡保存管理計画（第2次）」（以下「計画」という）の成案を得ました。

教育委員会におかれては、本答申を踏まえ、計画を策定されたうえで、貴重な歴史遺産を守り後世に伝えるべく、着実に保存管理・整備活用を推進していくことを切望します。

付記 審議経過

- 平成 21 年度 第 2 回 平成 21 年 8 月 21 日 ・ 諮問， 審議の進め方決定
第 3 回 平成 21 年 12 月 7 日 ・ 目次案， 修正検討資料について審議
第 4 回 平成 22 年 1 月 25 日 ・ 修正本文案について審議

※東山道武蔵路の附指定が予定されたため，その内容を追加。

- 平成 22 年度 第 1 回 平成 22 年 9 月 10 日 ・ 修正本文案について継続審議
第 2 回 平成 22 年 11 月 16 日 ・ 修正本文案について継続審議

※文化庁・東京都より，構成について，近年の保存管理計画に合わせ，大幅な見直し(①史跡を構成する要素，本質的価値を明示して，その保存管理方法を定めること。②現状変更の取扱について定めること。)を求める指導・助言。

- 第 3 回 平成 23 年 1 月 17 日 ・ 変更目次案， 史跡を構成する要素について審議
第 4 回 平成 23 年 2 月 28 日 ・ 史跡を構成する要素・地区区分について審議

※東京都より参道口（府中市域）についても，府中市と調整し，本計画に含めるよう指導・助言。

- 平成 23 年度 第 1 回 平成 23 年 9 月 15 日 ・ 全体構成案について審議。
第 2 回 平成 23 年 11 月 15 日 ・ 全体構成案について継続審議
第 3 回 平成 24 年 1 月 18 日 ・ 保存管理計画（第 2 次）素案について審議

※素案市民説明会 平成 24 年 2 月 17 日・18 日

- 第 4 回 平成 24 年 3 月 9 日 ・ 保存管理計画（第 2 次）について最終審議

以 上

東京府史蹟

大正八年三月二十五日印刷

大正八年三月二十八日發行

東京府

東京市牛込區市ヶ谷町九十三番地

印刷人

高梨由太郎

東京市牛込區市ヶ谷町九十三番地

印刷所

洪洋社寫眞印刷部

電話番町一九九五番
總機東京二一八二四番

國 分 寺 (其二)

國分寺は北多摩郡國分寺村國分寺にあり、北に丘陵を負ひ、南は廣き闊畝を隔て、府中町の樹林屋影を望み、遙に多摩川の彼方向の岡一帶の丘陵を指點し得べし。

其の境内は二千四百二十坪、上圖は其の東部に位する樓門及草堂にして、即ち國分寺の正門及客殿僧房庫裡等なり、下圖は其の西部に位する國分寺の本堂にして、仁王門より數十級の石階を上れる丘陵の上に立てり、仁王門には丈七尺餘の仁王の巨像立ち、雲慶の作と傳へられ、内務省より保存資金の下附あり、本堂には深見玄岱が勅額を模寫せし、金光明四天王護國之寺の額を掲げ、正面の厨子には、大正六年國寶に指定せられたる木造藥師如來の座像を安置し、なほ脇侍日光佛月光佛と十二神將とあり。



國分寺全景



同上草堂

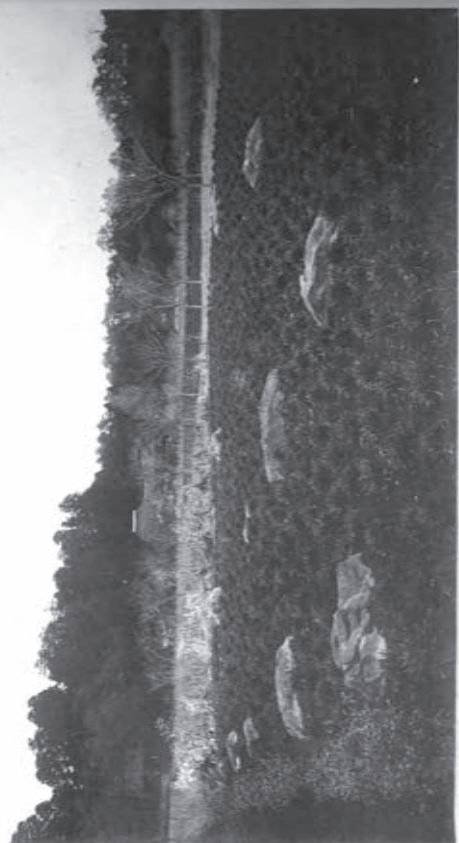
寺 分 園 (其二)

此の寺は天平十九年の創建に係り、施封五十戸、水田十町、僧二十員を置かれたる巨利なれば、其の境内は十町四方に亘り、堂塔伽藍の規模宏大壯嚴なりしは想像するに難からず。今の仁王門の南、約半町に當る麥畝の間には、舊の仁王門の礎石残り、なほ東南一町許の小丘に、方九尺に當る六角の礎を据へ、中に徑三尺の石臺の穴あるは、其の穴に塔の心柱を樹てたる七層塔の舊址ならんといふ。此の宏壯なる建築が、元弘年間の兵燹に罹りて、本尊の外悉く烏有に歸せしは惜しむべし。

此の遺址より發見する古瓦には、郡名・郷名・氏名等の記されたるもの多く、郡名は豊島・荏原・橘・樹・都・筑・足・立・入・間・高・麗・比・企・横・見・崎・玉・大・早・男・倉・幡・羅・榛・澤・那・珂・兒・玉・秩・父の十七郡の多きに亘れり。



風古寺分園



址堂金上同